

第65回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和2年2月6日(木)
午前10時30分～11時40分
場所 岩手県庁12階 特別会議室

出席委員

上田 東一	委員	花巻市長
宇佐美 誠史	委員	岩手県立大学総合政策学部准教授
川村 冬子	委員	森林インストラクター
菊池 明美	委員	岩手県農業農村指導士
倉島 栄一	委員	岩手大学農学部教授
木幡 英雄	委員	岩手県環境アドバイザー
近藤 とし子	委員	葛巻町商工会女性部部长
佐藤 哲郎	委員	岩手県立大学社会福祉学部准教授
福留 邦洋	委員	岩手大学地域防災研究センター教授
藤原 哲	委員	岩手日報社編集局次長
三宅 諭	委員	岩手大学農学部准教授
芳沢 莖子	委員	岩手県教育委員
吉田 美弥	委員	不動産鑑定士

(五十音順)

1 開 会

[事務局] (池田環境影響評価・土地利用担当課長)

本日はお忙しい中、当審議会に出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、第65回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

私は、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の池田でございます。

本日、御出席いただいている委員の皆様は17名中11名であり、岩手県国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定における半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立していることを御報告申し上げます。

会議の公開について

[事務局] (池田環境影響評価・土地利用担当課長)

会議の公開についてであります。「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日は公開することとして進めさせていただきたいと存じます。

2 挨 拶

[事務局] (池田環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

はじめに、大友環境生活部長より挨拶を申し上げます。

【事務局】（大友環境生活部長）

おはようございます、環境生活部長の大友でございます。第 65 回岩手県国土利用計画審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、当審議会委員への御就任をお願い申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げます。

また、本日は大変御多忙中にもかかわらず、当審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、県では、国土利用計画法に基づき、本県の土地行政の基本となる「国土利用計画岩手県計画」及び「岩手県土地利用基本計画」を策定し、適切かつ合理的な土地利用の推進に取り組んでいるところでありますが、当審議会におきましては、これらの計画の策定・改定にあたり、御審議、御指導をいただいているところであります。

本日は、委員の改選後初めての審議会でございますので、まず、会長及び会長職務代理者を選任していただいた後、「岩手県土地利用基本計画図」の変更についてお諮りしたいと考えております。

御案内のとおり、岩手県土地利用基本計画は、都市計画法、森林法などの個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものであり、土地利用の変更を行う場合は、この計画に定められた土地利用の基本方向に沿ったものであることが求められるものとされております。

委員の皆様方におかれましては、本県土地行政の推進について、本日の御審議を含め、今後とも御指導、御協力をくださいますようお願いいたします。

簡単ではありますが、審議会の開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料確認

【事務局】（池田環境影響評価・土地利用担当課長）

次に会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては事前に委員の皆様へ送付させていただきました。本日お持ちいただくようお願いしておりましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

また、本日、委員の皆様のお手元に、知事から会長あての「岩手県土地利用基本計画（計画図）変更」の諮問書の写しを配付しております。

それでは資料を確認させていただきます。本日の資料は、次第、委員名簿、事務局名簿、座席表、資料 1、参考資料 1～5 を配付させていただいております。

委員紹介

【事務局】（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

続きまして、議事に入ります前に、事務局から委員の紹介をさせていただきます。

【事務局】（環境保全課佐々木総括課長）

環境保全課総括課長の佐々木でございます。

本日の会議は、令和元年 11 月 1 日付けで当審議会委員に御就任いただきましてから最初の会議でございますので、私から、名簿の順に委員の皆様を御紹介させていただきます。

〔名簿順に出席委員を紹介〕

なお、上田東一委員、宇佐美誠史委員は若干遅れての出席の予定であります。

また、小田祐士委員、佐々木祐子委員、中崎和久委員、平山順子委員は、都合により欠席でございます。以上で委員の御紹介を終わります。3年間よろしくお願いいたします。

事務局紹介

〔事務局〕（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

〔名簿順に事務局を紹介〕

3 議 事

(1) 会長選任について

〔事務局〕（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、議事に入ります。

議事(1)の会長の選任でございますが、会長につきましては、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがでしょうか。

〔事務局一任の声〕

〔事務局〕（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

ただいま、事務局一任の御発言がありましたので、事務局から御提案させていただきます。

会長は、前任期に会長職務代理者をお務めいただいた、三宅委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

〔事務局〕（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、御異議がないようですので、会長は三宅委員にお願いすることに決定いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、議長は会長が努めることとされておりますので、三宅委員には、早速ですが、会長席にお着きいただきまして、以後の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔三宅会長〕

改めまして岩手大学の三宅と申します。会長務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

国土利用計画審議会ということで、先ほどの部長の御挨拶にもありましたが、国土利用計画という上の方の計画があって、それに基づいて土地利用計画を決めていかなければならない。

細かい部分はあるんですけども、基本的には大きなざっくりとした計画となっております、ただそれが前提となっているということで、そこについて、それぞれの分野の見識をお持ちの皆さんにご出

席いただいておりますので、それぞれの分野のことを念頭に置きながら貴重な意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 職務代理者の指名について

[三宅会長]

それでは議事を進めていきたいと思います。

議事 (2) の会長職務代理者の指名ですが、岩手県国土利用計画審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

会長職務代理者は、福留委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会議録署名委員の指名

[三宅会長]

次に、本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会運営規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、名簿順に指名することとし、今回は宇佐美委員と川村委員のお二人にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について

[三宅会長]

それでは、議事の (3) にはいたいと思います。知事から諮問されております「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」についてですが、まずは、審議の前提となる「岩手県土地利用基本計画」の概要について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]（環境保全課千田主任主査）

環境保全課で土地利用を担当しております、千田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様改選後初めての審議会でございますので、審議事項であります岩手県土地利用基本計画についてご説明させていただく前に、参考資料 1 から 4 までの資料に基づき、国土利用計画審議会の所掌事務、それから、土地利用基本計画の基本となる、国土利用計画の概要等について、説明させていただきます。

〔以降、参考資料 1 から 5 について説明〕

[三宅会長]

ただいまの説明に対して御質問ありましたらいただきたいのですが、ございませんか。

質問がなければ、「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]（環境保全課千田主任主査）

〔資料 1 「土地利用基本計画（計画図）の変更について」を説明〕

[三宅会長]

ありがとうございます。ただいまの御説明に対し、委員の皆様から御質問、御意見をいただきましたと思います。いかがでしょうか。

[川村委員]

森林地域の減少に関わる話であるが、私は森林審議会にも委員として参加しているが、特に大規模な林地開発、10ヘクタール以上の開発については、必ず森林審議会の方にも話がありますので、林地保全部会の方で本日の案件については承知しています。

最近の林地開発は、太陽光発電施設の建設が目立っていて、今の大規模な太陽光発電の設置については、固定価格買取制度に従って事業が行われていて、要するに、自然エネルギーで電気を発電すると高い価格で買い取ってもらえるというのがメリットとして事業者に与えられますので、開発が行われています。

一方で、固定価格の買い取り期間は20年となっていますが、20年経った後その土地はどうなるのかということが問題となるが、私たちが森林審議会の中で聞いているのは、20年の事業が終わったならば現状に戻す、森林だったところは森林にして地主に返します、という契約をされているところがほとんどであると伺っています。

そうしますと、20年後に太陽光発電を止めます、太陽光パネルを撤去します、その後森林では苗木を植えて戻すという方策があるのですが、土地の区分はその後一体どういうことになるのか。見た目は森に戻すとしても、土地利用としてはその区分はどうなるのでしょうか。

[事務局]（環境保全課千田主任主査）

土地利用基本計画の観点から申しますと、今回の案件については現況が森林ではなくなったので森林地域から外す訳ですが、農振農用地ではないものの農業地域であったり都市地域と重複している。太陽光発電が終わって、木を植えて森林化が進み、地域森林計画対象民有林として管理されるのであれば森林地域に戻すことも検討されることになるが、いわゆる雑木林であれば森林地域には編入しなくても、農業地域の網は被っているので何も規制がかからない土地、無秩序な土地利用にはならないものと考えます。

[芳沢委員]

森林については直接目にするのはあまりないのですが、私は奥州市に住んでおりますが、近隣の田園でも太陽光パネルが気が付くと出来ている、あるいは、道路の周辺のそれまで商業地であったり工場の跡地であった所も太陽光パネルになっているのを散見しますが、電気というのは貯められないという認識、特に3.11の震災時に知ったわけですが、まだまだ太陽光発電の電気の需要があるのか。岩手県では森林などの土地があるからこれからも進んでいくのかをお聞きしたい。

それから、現状に戻す話ですが、市街地において小さい面積で太陽光パネルが置かれていたところについて、そのまま放置されているところについて、景観からも環境からも気になるところがあるので、どの様になっているのか教えていただきたい。

太陽光発電は届出制と認識しているが、許可制となっている自治体もあると聞いたが、状況をお知らせ願いたい。

【事務局】（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

F I T申請の今後の見通しのことだと思いますが、なかなか市場予測というか動きの数字は持っていないが、現状で、かなり大きな規模の太陽光発電を実施しようとしている事業者は県内でも見られる。固定価格買取制度、太陽光発電については、そろそろ終わりにしようという事になっていますので、太陽光に対する動きは変わってくるものと思う。これからは、市場の中で取引をするという方向に制度改正しようとしておりますが、当面、暫くはメガソーラー的な事業をしようとの動きはあるのかなと考えております。

市街地でのパネルの放置については、先ほどから現状回復のお話が出でいますが、もともと固定価格買取制度の買取価格の中には廃棄の費用も入れましょう、という事で制度が始まっている。しっかり積み立てて、廃棄の時に使うというスキームが出来てなかった。それを今、経済産業省が中心となって、買い取った価格の中には廃棄費用が入っているのをそれを積み立てて、それをどのように運営していくかを国の方で検討している状況であります。

パネルの放置についても、固定価格買取制度の中で廃棄費用もちゃんと見るという話しであるが、それ以外にも太陽光発電は事故とか様々な問題を起こしているの、国が規制強化する、今まできちっと管理監督をしていない様な状態があるので、きちっとやらせる方向で検討していると理解しています。

届出制については、私共の理解では基本的に太陽光発電については経済産業省に電気事業の工事の計画の届出を出す届出制と理解している、自治体でそれを許可制にするという事ができるのかということがありますが、どういった制度なのか調べて確認してみたいと思います。

【川村委員】

林地開発に関わって、再生可能エネルギーの事業の一つとして、太陽光発電に関してはF I Tの中でも飽和状態で値段も下げる方向で縮小方向とのお話があったが、岩手県内ではメガソーラーの代わりに風力発電だという動きが起こってきています。森林審議会の方にも審議案件として上がってくるようになった、面積的な開発はメガソーラーに比べれば小さく見えるが、風力発電ですので高さの方向にスペースの占有が向かっている、建造物としての安定性、野鳥の生息に影響を及ぼすとか自然環境への影響があることも話題になっている。再生可能エネルギーの事業、開発に関しては森林地域はこれ以降も関りを持ち続けるのだろうなと感じています。

エネルギーの政策というのは、完全な計画はあり得ないかもしれないが、国としての計画がどうなのか、それを受けて県としての計画がどうなのか、というようなことに疑問を感じるころがあります。岩手県としてのエネルギー政策の中でどうなのかをお聞かせ願いたい。

【事務局】（大友環境生活部長）

再生可能エネルギーの関係のご質問でありましたが、世の中の流れがCO2の削減とパリ協定の2050年脱炭素の動きがある、その中で大きな流れとして再生可能エネルギーを導入し石油、石炭を使わないという流れは進めていかなくてはならないと思っている。県としても再生可能エネルギーの導入促進というのは一つの大きい柱と考えています。

一方で、太陽光パネルの問題が新聞紙上で様々な問題が取り上げられている。そういった中で環境と調和してどう進めるのかが大きな課題であり、地域との環境と調和しながらどう進めていくかを念頭に置きながらやっておりますので、今までも風力発電は環境アセスの対象となっておりまして、一

定の環境への配慮がなされる様な規制があったが、太陽光発電についてはあせすの対象としておりませんでしたが、今回、この4月から太陽光発電の一定規模以上のものについては、法律の対象となるが、更に法律よりも厳しい要件として、県としても条例のアセスメントの対象とすることにしたところであります。いろいろな面で周辺環境との調和についてこれまで以上に厳しくといたしますか、適切に対応するため、皆様方のご意見も踏まえながら進めていきたいと考えております。

[三宅会長]

他に質問ありませんか。

[三宅会長]

他に質問等がなければ、ただいま御審議いただきました「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」は、当審議会として原案を適当と認める旨を知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

異議なしの声がありましたので、そのように取り進めます。

以上で「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」の審議を終了します。

以上で議事を終了し、進行を事務局にお返します。ありがとうございました。

4 その他

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

三宅会長、議事進行ありがとうございました。

続いて次第の4、その他ですが、次回の審議会開催スケジュールについてですが、通常であれば今回は、今回同様来年の今頃の開催予定となっております。

事務局からの連絡事項は以上です。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[福留委員]

先ほどの審議の中で太陽光発電の20年後について議論になったが、今回の審議案件については、ほぼ全部が開発を新たにするため土地利用計画を変更したいという案件であるが、岩手県はあまり顕在化していないかもしれませんが、例えば大規模なゴルフ場の廃止であるとか事業所がなくなることで、最初の土地利用で考えていたものが実質機能していない、開発ではなくて、現況が当初と合わなくなったことでの土地利用計画が変更した事例が岩手県であるものなのかお尋ねしたい。

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

これまで本県においては、そういった事例はありません。

[福留委員]

新しい開発行為に基づいて審議するのが、本審議会の審議事項で、廃止とか取り止めによる変更と

いうものは審議対象とならないのでしょうか。

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

そういった形での変更案件は、これまで上がって来ていない状況です。

[事務局]（環境保全課佐々木総括課長）

今後、そのような案件が問題化されて、実際に地域区分を戻そう、という事があればここで審議いただくこともあり得ると思います。

5 閉 会

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

以上をもちまして、第 65 回岩手県国土利用計画審議会を終了させていただきます。

長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。